

登録事業者各位

あんしん既存住宅売買瑕疵保険／あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）

建物状況調査オプションのご案内

瑕疵保険の検査と同時に建物状況調査を実施します

あんしん既存住宅売買瑕疵保険およびあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）では、現場検査と併せて「建物状況調査」を実施し、報告書を作成するサービスを提供しています。「建物状況調査」を同時に実施することで検査手数料が廉価になりますので、瑕疵保険をご利用の際はご活用ください。
※旧耐震物件は、本スキームではお引き受けできません。

＜建物状況調査料＞ -2019年10月1日以降の新規申込受理契約の場合-

通常瑕疵保険の検査手数料に16,500円（10%税込）の加算

■売主が宅建業者の料金計算例（いずれも消費税10%が含まれています。）

戸建住宅（延床面積115㎡） 給排水管路検査を含む場合

$$\begin{array}{rcccl} 27,340\text{円} & + & 16,500\text{円} & = & 43,840\text{円} \\ \boxed{\uparrow \text{瑕疵保険検査手数料}} & & \boxed{\uparrow \text{建物状況調査料加算}} & & \end{array}$$

共同住宅住戸単位検査プラン（面積区分なし） 給排水管路検査を含む場合

$$\begin{array}{rcccl} 25,670\text{円} & + & 16,500\text{円} & = & 42,170\text{円} \\ \boxed{\uparrow \text{瑕疵保険検査手数料}} & & \boxed{\uparrow \text{建物状況調査料加算}} & & \end{array}$$

別途、瑕疵保険の保険料がかかります。

＜参考＞ 各保険種目による建物状況調査の扱いについて

		建物状況調査 (既存住宅状況調査方法基準)	瑕疵保険の検査 (瑕疵保険検査基準)	瑕疵保険加入 (※)
		⇔ 検査が重複		
既存住宅売買 瑕疵保険 (売主は宅建業者)		オプション として実施	検査実施	保証
個人間売買 瑕疵保険 (売主は宅建業者以外)	仲介 事業者 コース	オプション として実施	検査実施	保証
	検査 事業者 コース	検査実施	同時に確認	検査事業者による保証申込みにより加入

※ 検査の結果、劣化事象等が確認された場合、瑕疵保険に加入するためには、補修が必要となる場合があります。

本紙は、あんしん既存住宅売買瑕疵保険およびあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）とあわせて行う建物状況調査に関する情報のみを記載しております。本保険のご利用にあたって詳しくは別途、商品パンフレットをご覧ください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関
株式会社住宅あんしん保証

■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テブコビル 6 階
不動産事業部

TEL.03-6824-9440 (平日9:00~17:30)

ホームページ <https://www.j-anshin.co.jp/>

●本紙記載内容 / 2019年9月3日現在
●本紙に記載してあります内容は予告なく変更される場合があります。

お問い合わせは

2018年4月に施行される改正宅地建物取引業法に基づく

建物状況調査

2018年4月
から
既存住宅売買時に
建物状況調査の
説明が必須と
なります

についてのご案内

宅地建物取引業法（以下「宅建業法」といいます。）の一部を改正する法律が2018年4月に施行され、既存住宅の取引において建物状況調査の活用が促されます。ここでは宅建業法改正のポイントおよび建物状況調査の概要をご案内します。

1. 宅建業法改正のポイント

① 媒介契約締結時

宅建業者が建物状況調査を実施する事業者のあつせんの可否を示し、媒介依頼者の意向に応じてあつせん

売主・買主



建物状況調査を実施する事業者をあつせんできます！

宅建業者が建物状況調査を実施する事業者をあつせんすることにより、建物状況調査の存在を知るきっかけとなり、建物状況調査が普及していくと予想されます

② 重要事項説明時

宅建業者が建物状況調査結果を買主に対して説明

建物状況調査の結果については必ず買主の知るところとなり、建物の状況に応じた公平な取引が促されます

買主



この物件の建物状況調査の結果を説明します

③ 売買契約締結時

基礎、外壁等の現況を売主・買主が相互に確認し、その内容を宅建業者から売主・買主に書面で交付

売主と買主が建物の状況について合意できた内容を書面に残すためトラブルの防止につながります

売主

買主



2. だれが調査するのか

国土交通省の登録を受けた講習機関の講習を受講し修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）が実施します。



3. 主な調査項目と流れ

建物状況調査とは、既存住宅の基礎、外壁等の部位毎に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の有無を目視・計測等により調査するものです。調査対象部位は構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分です。なお、オプション調査として給排水管路等を調査対象に含む場合があります。

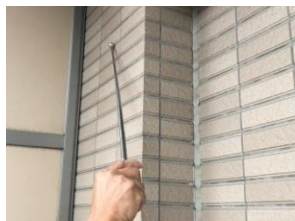
(1) 建物の外部を確認します

- コンクリート部分のクラック等を確認
- 外壁のシーリング材やひび割れを確認
- 屋根や軒裏が見える範囲で確認（戸建住宅）
- バルコニーの状況を確認
- コンクリートの非破壊検査を実施（条件に応じて実施）



(2) 建物の内部を確認します

- 室内の壁、天井等の雨漏り跡を確認
- 1階床下点検口、各階天井点検口内の確認（戸建住宅）
- 床、柱等で著しい傾斜の有無を確認



(3) [オプション]給排水管路等を確認します

- 水栓より水やお湯を流し、給水管、給湯管、排水管に水漏れ、詰り、逆流、あふれが無い確認



4. 売買契約における重要事項説明

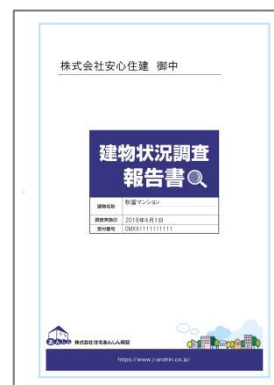
売買契約に先立ち実施する重要事項説明では、1年以内に実施した建物状況調査について宅建業者が購入希望者に対して書面をもって建物状況調査の結果の概要を説明しなくてはなりません。また、実施した建物状況調査については、調査の内容を詳しく記録した報告書が提供されます。

新サービスのお知らせ（2018年4月～）

住宅あんしん保証は、あんしん住宅既存住宅売買瑕疵保険またはあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の保険引受けにおける現場検査と同時に、オプションサービス（有料）として建物状況調査を実施いたします。調査終了後は「建物状況調査の結果の概要」と「建物状況調査報告書」を発行いたします。「建物状況調査の結果の概要」は、上記4の売買契約における重要事項説明の対象となります。

※建物状況調査（オプション）の申込みは保険契約申込み時にあわせて行ってください。

建物状況調査の結果の概要



建物状況調査報告書

本ご案内は建物状況調査の概要についてご説明したものです。あんしん既存住宅売買瑕疵保険、あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険の申込みにあたっての詳細は別途パンフレット等をご確認ください。なお、ご不明な点等ございましたら、弊社にお問い合わせください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

株式会社住宅あんしん保証

■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テブコビル 6 階
不動産事業部

TEL.03-6824-9440 FAX.03-3562-8031

（ホームページ）<https://www.j-anshin.co.jp/>

●本紙記載内容 / 2018年2月6日現在
●本紙に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

お問い合わせは